

## NHK大河ドラマ誘致推進協議会ロゴマーク利用に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、NHK大河ドラマを誘致するためのロゴマークを制定し、それを広く周知し、積極的に活用するために、必要な事項を定める。

(ロゴマーク)

第2条 NHK大河ドラマを誘致するために使用するロゴマークは、別図に掲げる色彩、形状及び文言とする。ただし、白黒で印刷することは可とする。

(使用できる期間)

第3条 ロゴマークが使用できる期間は、NHK大河ドラマの誘致が完了した日までとする。

(使用届出等)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、NHK大河ドラマ誘致推進協議会ロゴマーク利用届(別記様式)に必要な書類を添付して、NHK大河ドラマ誘致推進協議会(以下「協議会」という。)に届け出なければならない。その届出の内容に変更が生じた場合も同様とする。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 協議会の構成団体が主催し、又は共催する事業
- (2) 報道機関が報道を目的として使用する場合
- (3) その他、協議会が届出を要しないと認めた場合

2 協議会は、前項に規定する届出内容が以下の各号のいずれかに該当する場合には、使用を認めないものとする。

- (1) 協議会の信用や品位を損ない、又は損なうおそれがある場合
- (2) 自己の商標や意匠にする等、独占的に使用する場合
- (3) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (5) その他、使用が不相当と協議会が認めた場合

(使用の禁止)

第5条 協議会は、使用者がこの要領に違反したときは、ロゴマークの使用の禁止を申し渡し、公開することができる。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用について必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別 図

1 ロゴマーク



(注) 拡大及び縮小は可とする。縦横の比率は変更できない。

別記様式

NHK大河ドラマ誘致推進協議会ロゴマーク利用届

年 月 日

NHK大河ドラマ誘致推進協議会 様

届出者（所在地） 〒

（名称）

（代表者）

⑨

（担当者）

（電話番号）

「NHK大河ドラマ誘致推進協議会ロゴマーク利用に関する取扱要領」を承認の上、下記のとおり利用を届け出ます。

記

1. ロゴマークを使用するもの（該当箇所にチェックの上、見本を添付してください。）

チラシ パンフレット ポスター 冊子 名刺

その他（ ）

2. 利用目的

3. 利用期間及び配布先等

【注意事項】

※ 上記様式に記入が困難な場合は「別紙」とし添付してください。

※ 名刺に使用する場合は、会社、団体、グループ等の構成員1名が代表して申請を行ってください。